

高速道路機構における自動軸重計を活用した指導取締りについて

令和5年3月10日
本州四国連絡道路株式会社

令和5年4月1日より、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下、「機構」といいます。）において、各高速道路会社（以下、「会社」といいます。）が高速道路上へ設置している自動軸重計の計測結果を活用した取締りが開始されます。

詳細については、[機構 HP](#)をご確認ください。

これに伴う大口・多頻度割引制度における割引停止措置等の変更はございません。

※本取締りの開始に伴い、「警告」と称する文書が機構及び会社から各々発出されることによる混乱を避けるため、従前より会社が実施している自動軸重計で確認した軸重超過走行及びコーポレート利用約款に基づく違反点数等を通知する「指導警告書」につきまして、名称を「軸重超過走行及び点数通知書」へ変更します。